

ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議

ロシアのプーチン政権のウクライナへの侵略は、国際秩序の根幹を揺るがすものであり、恒久的平和を維持・推進する世界の願いに逆行する断じて許すことのできない行為である。

既に第2の都市、東部ハリコフの州庁舎、大学、警察庁舎や住宅街をミサイルで爆撃するなど悲惨な攻撃により、ウクライナ当局の発表によれば市民2千人以上の死者が出ており、ウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ現地在留邦人の生命も危ぶまれる事態である。

このような武力を背景にした一方的な現状変更は明白な国際法違反であり、非核平和都市宣言をしている須坂市の願いを踏みにじるもので看過できない。

ここに須坂市議会は、ロシアに対し、ウクライナへの侵略、軍事侵攻を直ちに中止するよう求めるものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応を講じられるよう強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月4日提出

須坂市議会